

国海員第391号の2  
令和4年3月23日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局船員政策課長  
( 公 印 省 略 )

### 船員の労務管理の適正化に関するガイドラインについて

標記について、

- ・「船員の働き方改革の実現に向けて」（令和2年9月交通政策審議会海事分科会船員部会とりまとめ）において、船員の労働時間の範囲を明確化することとされていたこと
- ・「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第43号）による船員法（昭和22年法律第100号）及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）の改正内容を踏まえて、船員の労働時間の状況の把握や労務管理上の措置など、船員の労務管理にかかる船舶所有者、労務管理責任者及び船長並びに船員派遣事業者の役割・責任等の船員の労務管理の適正化に関する指針を示す必要があること

から、別添のとおり、「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」を作成しましたので、お知らせします。

また、別添の本ガイドラインのほか、本ガイドラインに関連する各種リーフレットや本ガイドラインの解説もあわせて作成し、「船員の働き方改革」特設ウェブページ ([https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)) に掲載しております。

つきましては、貴会傘下の会員等に対する周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。